

流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、審議会等の機能を十分発揮させるとともに、公正で透明性の高い開かれた市政の推進に資するため、審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。

(再任の制限)

第3条 委員の再任は、当該審議会等の委員としての任期が継続して3期を超えないよう配慮するものとする。ただし、特定の職を選任しなければならない等の特別の事情がある場合は、この限りでない。

(兼職の制限)

第4条 委員の選任においては、同一の委員による複数の審議会等の委員の兼職は行わないものとする。ただし、特定の職を選任しなければならない等の特別の事情がある場合であって、同一の委員が複数の審議会等の委員を兼職することにより、当該審議会等の会議の開催等に支障を来すおそれがないと認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により同一の委員による複数の審議会等の兼職を行う場合において、兼職の件数は、3件を超えないものとする。

(女性委員の登用)

第5条 審議会等の委員の選任においては、全ての委員の数に対する女性の委員の数の割合が4割を下回らないよう、努めるものとする。

(市の職員の選任の制限)

第6条 市の職員を審議会等の委員に選任することについては、審議会等の特性を考慮し、必要と認める場合を除き、行わないものとする。

(委員名簿の作成等)

第7条 審議会等を所管する担当課等の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の委員が選任されたときは、当該審議会等の委員の名簿を作成し、保管するとともに、人事担当課の長に当該名簿を提出するものとする。

(審議会等の長が選任されていない場合等の審議会等の公開又は非公開の決定)

第8条 審議会等の長が選任されていない場合において、当該審議会等の会議の全部又は一部を公開しない旨を定めるときは、別に法令(条例を含む。)の定めがある場合を除き、当該審議会等の事務局を担当する課等の長(当該審議会等の設置の根拠法令等に定めがある場合は当該根拠法令等に定める者)が会議に諮り、多数決によって決定するものとする。この場合において、多数決の結果、可否同数の場合は、事務局を担当する課等の長の判断で公開又は非公開の決定をすることができる。

(審議会等の会議の公開の方法等)

第9条 審議会等の会議の公開の方法は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴により行うものとする。
- (2) 審議会等の会議の傍聴は、先着順により決定する。ただし、先着順による決定が難しい場合は、抽選によることができる。
- (3) 報道関係の取材として傍聴希望がある場合は、前号の規定にかかわらず、傍聴することができるよう配慮するものとする。

(傍聴者への遵守事項の明示)

第10条 審議会等は、会議を公開するときには、あらかじめ傍聴者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 傍聴者は、傍聴人受付簿に、住所、氏名等を記入しなければならないこと。
- (2) 会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。
- (3) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した場合は、この限りでないこと。
- (4) プラカード、ビラ、旗、楽器及び拡声器等を持ち込んで서는ならないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 傍聴者が前各号に規定する事項に違反したときは、審議会等の長

が注意し、なお、これに従わない時は退場を命ずることがあること。

(会議録等の作成)

第11条 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、原則として1か月以内に会議録又は議事要旨を調製しなければならない。

2 非公開の会議においては、会議録又は議事要旨の調製のほか、議事案件(会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題等を記載した文書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

(会議録等の情報公開コーナーへの配架)

第12条 審議会等の全部又は一部を公開とした場合は、その公開された部分の会議録又は議事要旨を情報公開コーナーに配架しなければならない。

2 審議会等の全部又は一部を非公開とした場合は、その非公開とされた部分の議事案件を情報公開コーナーに配架しなければならない。

(審議会等の見直し)

第13条 所管課長は、常に審議会等の見直しを行い、所定の目的を達成したもの及び状況により存続の必要性が薄らいだものについては、速やかに廃止する等の措置をとるとともに、行政改革担当課の長に報告するものとする。

(市民参加の対象事項等以外の事項を審議する審議会等の委員の選任等)

第14条 流山市市民参加条例(平成24年流山市条例第19号)第5条に規定する対象事項等以外の事項を審議する審議会等の委員の選任、会議の公開及び非公開の手続き並びに会議録の作成及び公表については、市民参加条例第7条第2項及び第3項、第8条並びに第9条の規定の例による。

(委任)

第15条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成24年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この指針の委員の選任に関する規定は、この指針の施行の日(以下「施行日」という。)以後に選任に係る手続が開始されている委員で

あって、委嘱又は任命された委員について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日において現に次項の規定により廃止される前の流山市審議会等の委員の選任等に関する指針に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

(流山市審議会等の委員の選任等に関する指針の廃止)

- 4 流山市審議会等の委員の選任等に関する指針(平成11年4月1日制定)は、廃止する。

(流山市審議会等の会議の公開に関する指針の廃止)

- 5 流山市審議会等の会議の公開に関する指針(平成13年4月1日制定)は、廃止する。